

防衛施設周辺放送受信事業補助金の交付手続等に関する覚書

防衛施設庁（以下「甲」という。）と日本放送協会（以下「乙」という。）とは、別添 1「防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱」（平成18年防衛施設庁訓令第11号。以下「交付要綱」という。）及び別添 2「防衛施設周辺放送受信事業補助金の交付について（通達）」（平.18.3.31.付施本第600号（CFM））の定めるところによる補助金の交付手続等に関し、以下条項のとおり確認する。

（申請等事務の実施）

第1条 交付要綱第1条に規定する対象者のうち補助金の交付申請、請求、受領等に関する事務（以下「申請等事務」という。）を乙に委任したもの（以下「委任者」という。）が、乙との連署による委任状を甲に届けた場合には、乙は、当該委任者の代理人として申請等事務を行う。

（補助金の充当等）

第2条 乙は、委任者が受領すべき補助金を委任者が支払うべき放送受信料の一部に充当するものとし、乙が委任者から徴収すべき放送受信料の額は、委任者が受領すべき補助金の額を差し引いた額とする。

（事務の区分）

第3条 第1条の規定により乙が申請等事務を行うに際して必要となる甲及び乙の事務を次のとおり分担する。

（1）甲の事務

- ア 対象者からの委任状の取付けに関すること。
- イ 委任状を取り付けた旨の乙への通知に関すること。
- ウ 委任の内容の変更又は委任の解除があった場合におけるその旨の乙への通知に関すること。

（2）乙の事務

- ア 放送受信契約者が助成対象区域内に転入してきた場合、又は助成対象区域内で新たな放送受信契約が締結された場合におけるその旨の甲への通知に関すること。

- イ 第2条に規定する額の放送受信料を支払った委任者が助成対象期間中に助成対象区域外に転出した場合におけるその旨の甲への通知に関すること。

（補助金の請求時期等）

第4条 乙は、甲に対し、4月から9月までの間に係る補助金については当該年度の10月19日までに、10月から3月までの間に係る補助金については翌年度の4月19日までに、それぞれ請求するものとする。

- 2 甲は、乙に対し、前項の請求に基づき、4月から9月までの間に係る補助金については当該年度の10月31日までに、10月から3月までの間に係る補助金については翌年度の4月30日までに、それぞれ支払うものとする。

(事務経費)

第5条 甲は、第3条第2号に掲げる乙の事務の実施に伴い必要となる経費について、乙の請求に基づき、支払うものとする。

- 2 前条の規定は、前項の規定による経費の請求及び支払について準用する。

(解除)

第6条 甲乙双方とも、原則として3か月以上の予告期間をもって、この覚書を解除することができるものとする。この場合において、解除の予告は、文書をもって行う。

(協議)

第7条 本覚書に関し疑義が生じたとき、又は本覚書を改定する必要があるときは、その都度、甲乙協議して定める。

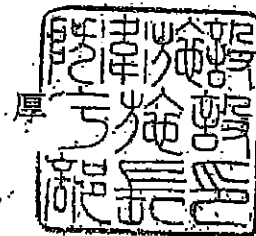
添付書類：1 防衛施設周辺放送受信事業補助金交付要綱（平成18年防衛施設庁訓令第11号）

2 平. 18. 3. 31. 付施本第600号（CFM）

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

平成18年3月31日

甲 防衛施設庁
施設部長 渡部



乙 日本放送協会
副会長
視聴者総局長 永井多恵子

